

Ⅲ

総論

1

学校給食における食物アレルギー対応の考え方

(目標) アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができる

- (原則)
- 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。
 - 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
 - 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
 - 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
 - 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
 - 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

1 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する

ポイント 児童生徒が学校生活を安全にかつ楽しんで過ごせるために

- ・ 安心・安全な給食の提供
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立った対応
- ・ すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解する

食物アレルギーを有する児童生徒であっても、他の児童生徒と同じように給食時間や学校生活を過ごせるようにします。